

【様式2】

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	都市整備部 都市デザイン課
------	---------------

事案番号	12007
実施事案名	松山市景観計画（追加：三津浜地区景観計画区域の案）
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	<p>松山市では、平成16年の景観法制定に伴い、平成22年3月「松山市景観計画」を策定し、「道後温泉本館周辺」など2地区を『景観計画区域』に指定しました。その後、平成27年3月に、本市の顔となる市内中心部を「中心地区景観計画区域」に、重点的な景観まちづくりを行う地区として「市役所前榎町通り」と「二番町通り」、「道後温泉本館周辺」を『景観形成重点地区』に、また、松山城への眺望を保全するため「眺望保全区域（視点場：永木橋）」を指定しました。近年では、平成29年4月に「ローブウェー街」、平成30年4月に「松山駅周辺」及び「大手町通り」を『景観形成重点地区』に指定しています。</p> <p>今回、本市発展の礎を築いてきた港町・三津浜地区を『景観計画区域』に追加する、景観計画の変更（案）を作成しましたので、広く市民の皆様からの御意見をいただくため、市民意見公募手続（パブリックコメント）を実施します。</p>
策定根拠となる法令等	<p>景観法（平成16年法律第110号）</p> <p>松山市景観条例（平成8年条例第17号）</p>
政策等の案の関係資料	<p>松山市景観計画（案）三津浜地区景観計画区域 概要</p> <p>松山市景観計画（案）三津浜地区景観計画区域 抜粋</p> <p>（参考）松山市景観計画（現行）</p>

★意見提出期間が30日未満となった理由

--

実施結果の公表予定日	令和3年1月25日（月）
------------	--------------